

平成24年度 第1回 佐世保市図書館協議会 会議録

1. 日 時 平成24年10月24日(水) 午後4時30分～午後6時00分
2. 場 所 佐世保市立図書館 4階 A会議室
3. 出席者 ○佐世保市図書館協議会委員 (定数5名)(出席5名)
 - ・学校教育関係者 畠本 孝子
 - ・社会教育関係者 宮原 利明
 - ・社会教育関係者 迎 純子
 - ・学識経験者 原口 孟士
 - ・学識経験者 阿部 律子○事務局(出席2名)
 - ・図書館長 渡辺 恵美
 - ・図書第一係長 浜田 裕子

4. 内容

- (1) 平成23年度行事実績報告について
- (2) 平成24年度9月補正予算について(図書ボランティア養成講座事業)
- (3) 佐世保市教育振興基本計画(第2期)策定について
- (4) その他

5. 館長挨拶

平成23年2月に行われた前回の図書館協議会以降の主な出来事としては、人事異動が4月、8月にあり新体制で図書館運営に臨んでいる。

8月にアメリカンシェルフのオープニングセレモニーを行った。一般室の視聴覚資料の横に棚を設け、130冊程度ならべている。

9月に懸案であった屋上の防水シートの張替を行うことができた。

本日の議題にもあがっている、図書ボランティア養成講座事業を補正予算として9月議会に計上し承認をいただいている。

さらに、9月議会の一般質問で、図書館の効率的な運営とサービスという観点から質問があった。それに対し、教育長が、平成21年1月に図書館協議会から答申はいただいているが、昨今、図書館を取り巻く社会情勢も変っていることから、あらためて図書館協議会に諮問を行い、ご意見を伺いたいという答弁を行っている。来年度は委員の皆様にも、他館をいくつか視察していただいて、よその現状などを見ていただいたうえで、佐世保市立図書館を今後どのように運営していくかを、お諮りしたいと思っている。武雄市図書館が指定管理者としてCCCを選定したということもあり、少し風向きがかわっている状況があるようだ。

また、9月30日に県立図書館の100周年記念式典に出席をした。

本日は、短い時間ではあるが、忌憚のないご意見を賜りたい。

6. 議題

- (1) 平成23年度行事実績報告について

《 説 明 》

事務局：ほぼ、前年度と同様に行事を行っているが、22年度と23年度の行事の違いと

しては、22年度に行った「絵本作家飯野和好講演会」の代わりに、23年度は、「夏休みおたのしみ会」と「ブックスタート講演会」を行った。

また、木曜日の夜間開館の時間帯にサラリーマンを対象とした「日本経済新聞の読み方講座」を行い、71名の参加者があった。

昭和54年に始まったおはなし会が、1400回の記念を迎えたということで、1400回記念おはなし会を行った。

アメリカンシェルフのプロジェクトの一環として、在福岡アメリカ領事館から国際的なフルート奏者を呼んでいただき、ロビーコンサートを12月17日に中2階のふるさとガイドコーナーで開催した。

さらに、10月18日にもアメリカンシェルフのプロジェクトの一環で、金比良小学校の5、6年生52名を対象に、在日アメリカ大使館ホフマン広報文化交流担当公使と在福岡アメリカ領事館チャドウィック広報担当領事に、絵本の読み聞かせやゲームを行っていただいた。

《 質 疑 》

委 員：ふるさとガイドコーナーは、ロビーコンサートのようなことにも使えるのか。

事務局：視聴覚室での開催も考えたが、人が集まりやすく音も漏れにくいという点から、今回初めての試みで、ふるさとガイドコーナーで行った。

(2) 平成24年度9月補正予算について（図書ボランティア養成講座事業）

《 説 明 》

事務局：県の委託金を活用して行う事業で、県からの内示が4月に入ってからのものであったため、当初予算に間に合わず9月補正の計上となった。

「読書大好き佐世保っ子プラン21」の中に、「司書や図書ボランティア等、子どもと本を結びつける人材育成、充実を図る」と明記しており、この目標達成のため、図書ボランティア養成講座を開催するものである。

市単独事業でも、今まで図書ボランティア養成講座は行ってきてはいるが、県委託金を活用することで外部の著名な講師を呼ぶことができ、ボランティアの掘り起こしやスキルアップにつなげることができる。

今までの図書ボランティア養成講座の実績としては、1団体「おはなしたからばこ」15名の育成を行った。26年度にはもう1団体ほど増やすことができると考えている。

24年度の事業計画は、5回シリーズ定員30名で講座を行う予定である。

12月16日、児童文学評論家の赤木かん子氏による第1回「図書ボランティアって何」第2回「図書館を使いこなそう！」という講演を行っていただく。

1月21日は、図書館の学校支援担当司書による第3回「ブックトークって何」ということで実演を行い、さらに、佐世保市在住の講師による第4回「たのしいパネルシアター」という題目で実技を行っていただく。

1月28日は大宰府在住の講師による第5回「おはなし会の作り方」を行う。

《 質 疑 》

委 員：ボランティア養成講座の時間帯は。

事務局：12月16日は、第1回が10時30分～12時30分、第2回が14時～16時、1月21日は、第3回が10時～12時、第4回が13時～16時、1月28日は、第5回が13時～16時で予定している。

委 員：ボランティアの対象者年齢は。

事務局：特に設けていない。今までの受講は、子育てが一段落した人などが多い。

委 員：ボランティア団体「おはなしたからばこ」は女性が多いのか。

事務局：男性の方も2人いらっしゃる。お孫さんがいらっしゃるぐらいの年齢の方。「おはなしたからばこ」の方々は、とても熱心に活動されている。私達も初めての立ち上げということで手探り状態であった。しかし、今では、すごく自立されており、自分達で九十九島水族館やスピカまつりでおはなし会を行うなど、図書館だけにとどまらない活動を行っている。

委 員：図書ボランティアの活動は、図書館に限らず自由に行えるということか。

事務局：最初は、行政主導で立ち上げを行うが、その後は、いろいろな活動を自主的に行っていただけたらと思う。

委 員：図書ボランティアと学校の図書ボランティアとの交流はあるのか。

事務局：ボランティアネットワークの中で、顔合わせを一度行ったと伺っている。

委 員：それにより、活動がまた広がるとよい。

委 員：九十九島水族館やスピカには図書コーナーがあるが、市の職員がいるのか。

事務局：スピカにはいるが、九十九島水族館は指定管理者が運営しているのでない。

委 員：両施設に置いてある図書は、図書館と同じルートで入れているのか。

事務局：まったく別である。一緒であれば相互に貸出も可能であるが、機構も違うので難しい。

委 員：ずいぶん昔、天神町の個人宅で読み聞かせが行われていた。その方が転勤される時に蔵書を、中央公民館で引き取ってくれと話があったが、中央公民館では引き取れないとのことだったので、私が西地区公民館に異動した時に頂いて、何百冊もの図書を入れることができた。ほとんど児童図書だった。

委 員：行政はどうしても受け入れ拒否のようだ。私が趣味で所属している随筆クラブの代表が高齢なので、たくさん持っている本を処分したいが、市立図書館でも引き取ってもらえず困っているとのことだ。

事務局：郷土資料関係は見に伺って、受け入れることはある。しかし、本を引き取ってくれというお申し出はたくさんあるので、全部受け入れていると書棚が足りないし、受け入れた本の整備を行うのにもマンパワーとお金がかかるので、申し訳ないがお断りをしている。

委 員：しかし、今は変わってきているようだ。公的に予算がつかないので新しくできた公民館はエリアの全町内に呼びかけてあらゆる種類の本を集めている。図書館にも除籍本を貰いに来たりしている。しかし、百科事典だけは山のように持ってこられて処分に困る。

時々お母さん達が来て自分の子供とともに読み聞かせをされている。公民館に、せっかく図書コーナーを作っても、本が何もなかったらコーナーにならない。

事務局：寄贈の取り扱いの難しい面は、寄贈された方はその本がずっと置いてあると思われるのだが、本は読まれないと除籍されていく。そこは了承していただく必要がある。

委員：学校にもよく処分に困っているからと持ってこられるのだが、学校もそういう本は処分に困る。多いのが全集もので1つぐらいはよいのだが、あちこちから申し出があり、置くところもないのでとお断りしている。頂く時は必ず処分についてはこちらで自由に行ってよいか承諾をいただく。美術全集などは、美術の先生が切り取ったり、ばらしたりしてもよいなら授業で使えるので頂きたいという場合もある。

事務局：学校支援担当司書も公民館からアドバイスをほしいとのことで出向いたりするが、美術大全集などが置いてあって場所をふさいでいる。これは除籍して下さいと言うと、「住民の方から頂いたので除籍できない」と言われると、もうスペースがない。寄贈はかなり注意して受け入れないと、後々の管理が大変になってくる。だから、図書館で受け入れる時は、使用されなくなった本は除籍することになりますと必ずお断りを一言している。アメリカンシェルフについても、寄贈のお話があったときに、その点についてご理解をいただいて受け入れた。

また、本を処分したいということで、図書館にもたくさんの本の引き取り依頼がくるが全部お断りしている。3階のリサイクルコーナーに置くので良ければお受けしている状態だ。

(3) 佐世保市教育振興基本計画（第2期）策定について

＜ 説 明 ＞

事務局：佐世保市総合計画の改定に合わせて佐世保市教育振興計画も改定するということが決定している。「図書館運営事業」は教育振興計画の「拠点施設による生涯学習の推進」の中でも大きな部分を占めている。第1期計画に書き込んでいる事についてどれだけ進捗があったのか。また、それを受けて、どういった課題があるのかという書き込みが、今後は必要になってくる。

現行計画では、『課題』として

滞在型の図書館が求められるようになった事や駐車場などのハード整備、開館時間の延長などのソフト面の充実、学校図書館、各地区公民館の図書室とのネットワークなど利便性の向上、移動図書館車の老朽化、指定管理者制度の創設に伴う図書館運営のあり方、佐世保市子ども読書推進計画の中における図書館としての役割の明確化

などの課題があった。それに対する『今後の対応』として、

開館時間の延長、開館日の増加、ネットワークの構築などのソフト面についての今後の研究、さらに、「佐世保市子ども読書活動推進計画」の中で図書館としての役割を明確化していく必要がある。

などの書き込みを行っていた。

現行計画の課題に対する現在の対応状況は、

- ① 平成20年11月から、4階ロビーに飲食スペースの設置
- ② 平成21年4月、レファレンスカウンターの設置
- ③ 平成23年3月、移動図書館車の買い替え
- ④ 平成23年10月、金曜日に加え木曜日の夜間開館の開始
- ⑤ 平成23年11月、第2駐車場の拡張。37台が56台止められるようになり、さらに11台分駐輪場も整備。
- ⑥ 平成23年度から、学校等支援担当司書を配置し小中学校、公民館図書室への支援を実施。

このような事を受けて、第2期計画はどのような書き込みを行っていくかという事になる。

第2期計画の『主な取り組み』への書き込みとしては、

平成6年に貸出サービス中心の図書館としてオープンしたが、現在は飲食コーナーの設置や駐車場の拡張、金曜日に加えて木曜日の夜間開館の実施など滞在型の図書館としての快適な施設の維持管理やコンピュータによる円滑な図書館業務を行っている。そのほかに、10か月児歯科育児相談会場での「ブックスタートパック」の配布、幼児や小学生向けのおはなし会・おたのしみ会、図書館に足を運んでもらうきっかけづくりとしての、“としょかんこどもまつり”や上映会など様々な催しを行っている。また、学校等支援担当司書の配置による学校図書館や地区公民館との連携、図書館読み語りボランティア「おはなしたからばこ」の育成など、「読書大好き佐世保っ子プラン21」の目標達成のための様々な取組を行っている。

さらに、市史編纂のデータベース化や郷土資料の収集・保存及び市民への提供により、生涯学習の拠点としての役割も果たしている。

次に『課題』としては、

平成6年の開館のため、施設の経年劣化が激しく、適切な維持管理のために多額の経費を要する状況が生じている。また、情報技術の高度化や多様化に伴い、インターネットやオンラインで情報を検索できる端末の設置など、環境整備の対応が求められている。

これは、市民の方から、パソコンを使えるのかという問い合わせが結構あったため、4階の飲食コーナーに、持ち込んだパソコンを使えるテーブルを配置している。しかし、特別に部屋があるわけではない。3階の講座室で使用されていると、勉強されている他のお客様から音がうるさいと苦情があるなど、トラブルにもなっている。今、本当に求められているソーシャルネットワークなどの構築などについては、図書館では対応できていない。平成26年度に図書館システムのリプレースを検討しているので、その中で考えていく必要があるのではないかと思います、課題として書き込みを行っている。

さらに、

平成21年に佐世保市図書館協議会から、窓口委託や指定管理者制度での運営は望ましくないという方針が示されたが、昨今の図書館を取り巻く環境は新たな民間の参入もあり、図書館運営のあり方について、あらためて研究する必要がある。また、地区公民館図書室と本館の体制整備や効果的なあり方についても、十分な検討が必要である。図書、視聴覚資料の貸出者数は年々増加しているが、中高生の利用が少なく、YA（ヤングアダルト）コーナーを設置するなど、本に親しみ興味を持つことができるよう読書の推進を図っているものの、若干減少傾向にある。

と、課題に書き込みを予定している。『対応』としては、

施設内の各設備の老朽化が著しいため、空調設備などの改修を年次的に行う。
平成26年度には、図書館業務情報システムの更新を行い、市民にとって、より便利で円滑な図書館運営に努める。
効率的な運営とサービスの向上に資するため、再度、佐世保市図書館協議会に諮問を行う。
現在、早岐・相浦・世知原・宇久地区公民館図書室とはネットワーク化しているが、それ以外の地区公民館図書室についても研究を進める。
ヤングアダルトサービスの充実のため、専門的スキルを持った職員の配置や育成に力を注ぐ。また、中高生の図書館利用促進のため、中高生の意見を取り入れる仕組みづくりについても検討を行う。

ということで書き込みを行おうと考えている。

先日、九州防衛局に行き、防衛9条の交付金を使って空調の改修整備ができないかとの相談を行い了承は頂いた。年次的な計画で改修を進めていきたいと考えている。

この佐世保市教育振興基本計画については、11月にある次回の教育振興基本計画策定検討委員会に諮ることになる。そのようなことを踏まえて本日はご意見を頂きたい。

《 質 疑 》

委員：ヤングアダルトコーナーには、どのような本があるのか。

事務局：どういう選書をするのが一番難しい。児童室と一般室の両方にYAコーナーを作っている。中高生になると児童室には足が向かなくなるので、一般室に大人が手にとってもいいような本や、今まで児童室に置いていた本を少し移動させておいている。以前は、携帯小説は目立たない所に置いていたのだが、中高生に人気があるので、おもいきってYAコーナーに置き、携帯小説を手にとるときに、こういう本もあるのだと他の本に目がいくようにするなどの工夫をしている。こちらが読ませたいと思う固い本ばかりだと、なかなか中高生は手に取ってくれない。あまり読ませたくないと感じる本でも、中高生に人気があり、貸出が多い本は敢えて置く事も

必要かと思っている。

委員：県立大学では、高校生にも大学図書館を使ってもらおうとチラシを配ったところ、佐世保西高の生徒の利用が増えている。先日、来館した高校生に大学図書館の利用について尋ねたら、勉強しにきているとの事だった。中高生になると受験ということを念頭に置いている。保護者にとっては、本を読むくらいなら勉強をしてもらいたい。本を読むことは勉強にはつながらないという意識があるのではないだろうか。本は余暇で読むものであり、中高生にとっては読むことに後ろめたさがあるのではないか。大学図書館の登録者は増えたが、本を読みに来ているのではなく、勉強に来ている。本当は、中高生にどんどん本を読んでももらいたいが、YAコーナーを充実しても果たして効果はあるのだろうか。

事務局：図書館も3階の講座室を学習室として開放しており、試験期間中などは席がないくらい学生がたくさん勉強に来る。しかし、本を借りていくことはなく、たまに来て携帯小説を借りるぐらいである。自分自身を振り返っても中学までは本を読んでいたが、高校になるとほとんど読んでなかった気がする。我が身を振り返ってもそうなので難しいところだ。しかし、まずは手に取ってもらうために、どういふ本だったら読みたいのかという中高生の意見を聞く仕組みづくりが必要かと思う。こちらが一方的に選書して並べても、中高生が読みたい本と乖離があるのでは意味がない。

委員：高校でも、授業の始まる前に10分から15分間程度、朝の読書の取り組みをしている学校とそうではない学校がある。高校生は、ある程度学校の図書室が充実していれば、そこで本を借りるという選択肢もある。中学校も図書室が充実したところはよいが、そうでないところは市立図書館まで行かないと本がないと生徒が言う。しかし、中高生は市立図書館まで行く時間がない。平日の夕方や土日は部活をやっている、とても忙しい。時間がないので本なんか読めないと言う。ただ、この頃の子どもは、わずかな時間を見つけては読むようにはなっている。清水中学校も学年によって朝の読書をやっている。子ども達は、授業の始まるわずかな時間に文庫本を読んだりして、読む習慣は一時期より付いたような気がする。本を学校に持ってきて読むということに関しては、この10年ぐらいは抵抗がどんどん薄れているように中学校の職員達は感じている。前は、本を読んでいると根暗なやつとか、変なやつと言われる時期もあったが、この頃は、学校で本を読むということに関しては、すごくハードルが低くなっているし、本の話もしている。昨日、読書感想文の市内の審査会を行った。一時期は、作文が上手な子だけが出すという寂しい時期もあったが、今は、レベルの差こそあれ、感想文を書く子が増えている。これは、本を読んでいるから書けるわけで、読むという行為までは到達した子どもが増えてきているのかなと思う。ただ、何を読むかについては、携帯小説やマンガだけ読んでいる子が一般の本を読めるようになるかなど、そのへんのところをいろいろ仕掛けていただくとうありがたい。

委員：中学校、高校の先生方の努力によって、読書の大切さを学んだ生徒は幸せだが、そうでない子は大学生なのに活字が苦手だという子がいる。

委員：ヤングアダルトコーナーをどのように作っていただくかということは大い。学校の図書も選書するときに、本好きの生徒にアドバイスをもらったりしているが、

とても積極的に参加してくれる。図書館のヤングアダルトコーナーの充実についても呼びかければ参加する子はいらっしゃると思う。

事務局：児童室のYA担当の職員が、毎月、手書きのYAだよりを作って館内に置いている。また、ご意見ボックスも置いている。以前、大野中学校の生徒がおすすめ本のポップを作ってくれた。児童室と一般室で、実際の本とポップを並べて置くようにしたら、自分達で作ったポップが本の紹介に使われているのを見に来館してくれたりした。こちらの発信ばかりではなく、中高生がどういう本を読みたいのかを聞かないといけないと思う。

委員：中高生の利用が少ないというのは、件数でとらえてあると思うが、率的なものになるとまた変わってくる。今、少子化で中高生の数が減っている。市内の中高生の数とその利用件数でみると年ごとの変化は、案外、違う結果になるかもしれない。

委員：中高生は、移動の手段が限られてくるので、そのエリアから外れると利用は難しいのではないかと。

委員：確かに、図書館の近隣中学校の生徒と遠い地区にある中学校の生徒では利用の有無に差がある。ただ、本だけではなくスペースとしての魅力があれば、知的な刺激は欲しがっているのでは、足を運ぶと思う。本だけではなく、図書館としての場のおもしろさがあれば、行ってみようと思うのではないかと。中高生が集まれる場所は少ない。小学生までは地域イベントや公民館まつりなど小学生対象の行事があるのだが、中高生になるとなかなか受け入れてもらえない。雨などで部活がない時など行く場所がない。東京などでは、公民館などで中高生の居場所を提供する施設が増えてきている。

事務局：地区公民館としても、高齢者しか利用がないので、若者の利用を増やしたいと思っている。中高生が集まれる場としての公民館図書室づくりをしていくといいかもしれない。第2期計画に地区公民館との連携という記載をしているが、今後、地区公民館図書室をどのようにしていこうかという事を検討していかなければならない。現在、市立図書館は参考書や問題集は収集していないが、逆に、地区公民館には、そのような図書資料を置くと中高生の利用があるのではないだろうか。勉強の場として地区公民館図書室を利用してもらおう。学校帰りに歩いて行ける校区の地区公民館がそのような役割を担うといいのではないかと。

委員：子ども達が集まれる場所があって、そこでは勉強資料があり、本も読めるという環境があるといい。

委員：小学生は、子ども会などをとおして地域で把握することができるが、中高生になると難しい。

委員：もっと当てにされる存在になればと思う。いつもは、何もしないような子が、職場体験学習などで、任されたり頼まれたりすると嬉しいので一生懸命にやる。だから、中高生が子ども会の小学生をお世話したり、本好きな子が図書館でポップを描いたり、本を並べるなどのボランティアができれば、その輪が広がって、そこに場が生まれる。

委員：大学では、たむろできる子ども達は心配ない。逆に、たむろできない子のほうが心配だ。そういう子は、コミュニケーション能力が不足していて、就職などをすることができない。だから、中学生ぐらいから多くの人とコミュニケーションをとれ

る場があるということは大切だ。

委員：中には、たくさんの人の中ではうまくいかないが、少ない人数中では、コミュニケーションを取れる子どももいる。そういう子ども達が、様々な手伝いをしているうちに感謝されることで、自信につながっていく。そのような場としても地区公民館は最適ではないかと思う。

事務局：公民館図書室の方向性の一つとして、中高生のコミュニケーションの場というの
は良い考えだ。公民館図書室の本も中途半端な本を置いても利用は少ない。ある程度ターゲットを絞って選書すれば、中高生などの新たな利用者層の獲得につなげることができると思う。

委員：早岐、相浦、世知原、宇久の地区公民館図書室は、図書が本館から入ってくるからよいが、他の公民館は、嘱託の館長が限られた予算の中で購入しているので、2～3年で館長が変わるたびに、購入する本の方向性が変わり、一定の方向性で計画的に選書されていない。

委員：方針を決め、計画的に選書し、管理を一つのところで統一して行えるとよい。

事務局：9月議会の一般質問で地区公民館のあり方について質問が出た。議員は、中途半端な本があるより、佐世保市立図書館と全ての地区公民館がオンラインでつながっており、コンピュータの画面で本が検索でき、自宅近くの公民館まで本を配送してもらえるのであれば、極端な話、本は何もなくてもよいというような考え方もあるのではないかという話をされた。26年度に図書館システムの更新を行う時に、地区公民館との連携を、今後どのように結んでいくのかを検討していきたい。

委員：この本を読みたいと目的の本がはっきりしている場合はよいが、本というのは、出会いみたいところがある。偶然目にとまった本が、興味を引く場合もある。それも読書の楽しみの1つといえる。本を何も置かずコンピュータの画面で本を検索するというやり方はよくない。特に高齢者など検索になれていない方もいらっしゃる。

委員：本のイメージができないと思う。

委員：中高生などは、どのような本があるかを実際に見せてやる必要がある。本が何もないという考え方は、ちょっと違うと思う。

委員：大人の方に言わせれば、子どもの本は学校にある。だから公民館にこそ、園芸や囲碁などの趣味の本や写真集、雑誌などを置いてほしいという声があり、それもよくわかる。本当は、学校の図書室がもっと充実して、いつも開いており、子ども達はそこで本を借りる。そして、それ以外の本を公民館で探す。そのようにできればよいが、なかなか、うまく機能していない。図書館、学校、地域とそれぞれでしか動いておらず、もったいない。場所によっては、学校の図書室が地域に開かれているところもある。いろいろな、年代の人と子ども達がふれあうことができる。中高生が地域の中に入ることができると思う。

委員：学校と違う空間があるのはよい。学校だときちんと椅子に座って読まなければならないが、公民館などで、床に座わりこんで、足をくずして読書ができる。そういう、学校とは別の空間があるとよい。

委員：子ども達の本離れが進まないように、どんな形でも良いから、本を読ませることができればいい。

委員：一時期の子ども達に比べれば、今の子ども達は本をよく読んでいる。学校では本をよく手にしており、休み時間も読んでいる。夏休み明けのテストなどで「おすすめ本の紹介文を書きなさい」という問題を出すことがあるが、みんなきちんと書いている。本を読んでいないのではないかという心配はしていない。いい本を読ませたいという気持ちは強くあるので、子ども達にいろいろな本の紹介を発信してやればと思う。

委員：今の子ども達は、小さい時から読み聞かせなどをしてもらって育っている。

委員：豊かな日本になったので、今の子ども達は小さな頃からたくさんの絵本に接することができる。昔は、本が貴重な時代があったが、今は本が身近にある。

話は変わるが、指定管理者については市としてはどのように考えているのか。

事務局：9月市議会では、指定管理者の導入について検討してはどうかという一般質問があった。市としては、平成23年1月の記者会見で当時の片山総務大臣が、「公共図書館は指定管理者制度になじまない」と発言しているということを答弁した。また、今までは、地方の図書館で指定管理者を導入したくても、手を挙げる業者がなかった。図書館は無料施設なので、運営が成り立たない。しかし、全国どこにでもあるTSUTAYAを運営するCCCなどが手を挙げてくるとなると、どこの図書館も指定管理者を検討せざるを得ない。武雄市図書館を視察したが、全国から問い合わせがあり、また、視察も非常に増えているとのことだった。

委員：財政的な面から、指定管理者への移行を考えているのだと思うが、先行事例をしっかり調査し、市民サービスの低下につながらないかよく検討してきめるべきだ。

委員：武雄市図書館は、どのような図書館なのか。

事務局：すごくいい図書館である。職員もすばらしいし、本もよく整理されている。建物は、複合施設で、歴史資料館と一緒にになっている。一般室と児童室が一緒になっており、ほぼワンフロアのつくりである。CCCの計画では、建物に入ったすぐのスペースに飲食コーナーや文具、書籍を売るコーナーを設けるようだ。一般質問の答弁では、図書館協議会において、図書館運営は指定管理者制度にはなじまないという答申は頂いてはいるものの、社会情勢も変化してきている。また市民からは開館時間や開館日を増やしてほしいという要望も出ている。直営で、その要望に応えられないのならば、指定管理者という方法も含め、運営のあり方について検討していくとの回答をしている。このようなことから、委員の皆様には、来年度、武雄市図書館を含め、他館を視察していただき、指定管理者制度について検討していただき、ご意見をお伺いしたい。

(4) その他 館外貸出資格者の見直しについて

《 説 明 》

事務局：佐世保市立図書館規則第8条の館外貸出資格者についてだが、大村市民の方から、「自宅も会社も大村だが、毎日、佐世保に営業に来ている。佐世保市立図書館の本を借りることができるようにしてほしい。」との要望があった。規則で決まっているので貸出できない旨を伝えたところ、「そこを検討するような場はないのか。」とのことだったので、図書館協議会があり、そちらの方に、現在の規則対象外の方に貸出ができるかどうかお伺いしてみるとの回答をした。9月議会の一般質問の中でも

自治体によっては、各市が相互に連携して、お互いの市立図書館のカードで貸出を行っているところもあり、そういうサービスも考えられるのではないかとの話もあった。

《 質 疑 》

委 員：西海パールシーでは、市内在住者には特別料金を設定している。

委 員：公民館も市民しか無料利用できない。団体の代表者が市外で、構成人員の市外在住者が多ければ有料になる。

事務局：市内在住の大学生などは、住所は市外の実家に置いたままでも利用できるようにしている。実際に住んでいる佐世保市の住所と、実家の住所の両方を申請時に記載してもらっている。卒業後、本を借りたまま転出する場合はたまにあり、実家に督促を行うことになるが、連絡がつかなくなることもある。また、佐世保市に住所はなくても、佐世保の会社や営業所に通勤している方や、単身赴任で佐世保に勤務している方で3か月以上佐世保に居住している事実があるような方は貸出を行っている。ただ、問い合わせをいただいた方は、佐世保に会社や営業所もなく、営業のため佐世保に毎日来られているとのことだった。

委 員：あくまでも、市立図書館であって県立図書館ではない。

事務局：規則第8条2項第2号にもあるように、佐世保広域市町村圏内に居住する方に対しては貸出を行っており、ある程度、周辺市町村のカバーは行っている。また、反対に、大村市や諫早市の市立図書館では佐世保市民は本を借りることはできない。

委 員：規則第8条2項第3号の「館長が特に必要と認める者」にも該当しないと思う。

委 員：図書館協議会としては、この方のようなケースについては貸出できないとの結論である。